

企業間の契約における知財関連条項

裁判例を踏まえ知財関連の種々の条項について当事者双方の立場から詳説！
知財関連部門、法務部門の両部門の担当者必聴の内容！

■開催日時

(前編)2025年 12月 3日[水]

(後編)2025年 12月10日[水]

◆時間14:00～16:30(途中休憩有り)

※申し込んでいただいた皆様には、セミナー終了後にセミナーを録画した動画（2週間閲覧可能）の閲覧用URLをお送りいたしますので、セミナー当日に都合がつかない方も受講可能です。

企業間取引における様々な契約書には、知的財産に関連する条項が含まれることがあります。契約実務上よく問題となる知的財産関連条項としては、知的財産権の保証条項・補償条項や、知的財産権の帰属・利用に関する条項が挙げられます。保証条項とは、例えばサプライヤーの供給品が第

三者の権利を侵害していないことを保証する条項（非侵害保証）であり、補償条項とは、例えば第三者から権利侵害を理由に損害賠償請求などを受けた場合にサプライヤーに防御対応や賠償をさせる条項です。

また、帰属条項とは、共同研究開発や業務を実施した結果生じた知的財産権の帰属に関する条項です。この帰属を定めるのに伴って、その知的財産権につき当事者間での利用を定めるのが利用条項です。

本セミナーでは、これらの条項について当事者双方の立場から契約交渉上のポイントを解説し、関連する平成27年と令和5年の知財高裁判決、令和6年に改正された「知的財産取引に関するガイドライン」や、下請法（取適法）・独占禁止法上の留意点についても説明いたします。

●講 師：弁護士法人イノベンティア 弁護士・弁理士 神田 雄 氏

●会 場：Zoomを使ったオンラインセミナー

●申込方法：当協会Webサイトのオンラインフォームからお申込みください。

経済産業研修会

検 索

●参加料：(知的財産情報メンバーズの「セミナー無料招待券」もご利用いただけます。)

前・後編 両日参加	知的財産情報メンバーズ	10,000円(税込)
	発明推進協会、各地域の発明協会会員	17,000円(税込)
	一般	20,000円(税込)
前編または後編のみ参加	知的財産情報メンバーズ	5,000円(税込)
	発明推進協会、各地域の発明協会会員	8,500円(税込)
	一般	10,000円(税込)

※セミナー終了後に請求書は送付いたします。

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門二丁目9番1号 虎ノ門ヒルズ
江戸見坂テラス E-mail: kensyu-kai@jiii.or.jp

開催案内のメールマガジンがご登録いただけます。

経済産業研修会

検 索

企業間の契約における知財関連条項 プログラム

(前編・12月3日)

1. 知的財産権の保証・補償条項
2. 知的財産取引に関するガイドライン

(後編・12月10日)

3. 知的財産権の帰属条項
4. 知的財産権の利用条項
5. 知的財産権侵害の発見・対応条項
6. 下請法(取適法)・独占禁止法と知財関連条項

お問い合わせは

一般社団法人発明推進協会 経済産業研修会

TEL:03-3502-5493 E-mail:kensyu-kai@jiii.or.jp

所在地:〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目9番1号 虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラス

◎お申込時にいただきました個人情報につきましては、本講座の実施、運営に利用させていただくとともに、新刊書やセミナー・講演会等の各種ご案内など当会の事業活動に限って使用させていただくことがあります。また、本講座の講師にお客様の「所属先」、「部署名(役職名)」、「氏名」等をお知らせさせていただきます。本件に関し、不都合がございましたらご連絡ください。

◎参加をキャンセルされる場合は、研修会開催日の前々日(土日祝祭日は除く)の17:00までに、必ずメールにてご連絡ください。キャンセルのご連絡がなく、当日、欠席された場合は、参加料を全額請求させていただきます。

◎本セミナー参加に際しては、当会への申込みとZ o o mへの登録が必要となります。Z o o m登録用のU R Lは開催日の前日までにメール送信いたします。ご登録いただきますと、参加用のU R LがZ o o mからメール送信されます。ご面倒をお掛けいたしますが、必要事項をそれぞれのフォームにご入力をお願いいたします。